

居宅介護支援契約書

医療法人相生会 すまいるプラン博多

第1条 居宅介護支援の目的

事業者は介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が**可能な限り**

居宅でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むために必要な居宅

サービスが適切に利用できるよう、**居宅サービス計画(以下ケアプラン)**を作

成すると共に、それに基づき適切なサービスが提供されるよう、**サービス事業**

者等との連絡・調整他の便宜を行う。

第2条 契約期間

この契約は令和 年 月 日から契約書及び重要事項説明書によって行われ、2部作成し1部を利用者保管とする。また、契約期間満了日の7日前までに、利用者から更新の意思表示や第12条の事由もない場合、後の認定期間内を有効期間として更新される。

第3条 居宅介護支援の担当者

- 事業者は居宅介護支援の担当者として介護支援専門員（以下ケアマネージャー）を選任し、適切な居宅介護支援に努める。
- 事業者は担当者を選任変更する場合、利用者の意向や状況に応じて行うと共に、事業者の事情による変更は予め利用者と協議する。
- 事業者はケアマネージャーに対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持って職務を遂行するよう指導し必要な対応を講じる。
- 担当者は常に身分証明書を携帯し、初回訪問時(担当時)及び提示を求められた時はいつでも提示する。

第4条 居宅サービス計画(ケアプラン)の変更

- 事業者は利用者がケアプランの変更を希望する場合、速やかに対応しそのサービスが確保されるよう、サービス事業者等へ連絡・調整等を行う。
- 事業者はケアプランの作成及び変更にあたっては、その内容を利用者や家族に説明し同意を得る。

第5条 サービス提供の記録

- 事業者は少なくとも1ヶ月に1回、ケアプランに記載したサービス提供の目的達成状況などを評価・記録する。
- 事業者は記録書などの作成後5年間は適正に保存し、利用者の求めには閲覧に応じ、また実費負担によりそのコピーを交付する。

第6条 施設入所への支援

事業者は利用者が居宅で日常生活を営むことが困難と認める場合や、利用者が入院入所を希望した場合、介護保険施設の紹介やその他の支援をする。

第7条 緊急時の対応

事業者は現に居宅介護支援の提供中、利用者の病状が急変した場合や他必要な場合、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じる。

第8条 中立義務

事業者は**ケアプラン作成にあたり**、利用者の意思に基づいた契約であること

との確保のため、利用者やその家族はケアプランに位置付ける事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、ケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であり事業者選定に必要な在宅サービスの情報提供や、利用者負担額についての説明をする。サービス等が特定の種類の偏することのないよう、又は利用者に対し誘導や指示などにより特定のサービス事業者を有利に扱わず公正中立に行う。

第9条 利用者負担金及びその変更

- 介護保険料の滞納等ない限り、**居宅介護支援に対し料金の自己負担はない**。
- 利用者負担金のうち関係法令に基づき定められたものが契約期間中に変更になった場合は、説明の上改定後の利用者負担金が適用される。

第10条 利用者の解約権

利用者は事業者にいつでも1週間以上の予告期間をもって契約を解約できる。

第11条 事業者の解除権

事業者は利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合、理由を記載した文書により契約を解除できる。

第12条 契約の終了

- 次の事由があった場合、契約は終了する。早急に事業所へ連絡が必要。
 - 契約更新の合意なく有効期間が満了した時
 - 解約の意思表示がなされ予告期間が満了した時
 - 条件を満たし事業者が契約解除を意思表示した時
 - サービスを提供できなくなった時
 - 利用者が入所又は入院した時
 - 利用者が要介護認定を受けられなかった時
 - 利用者が死亡した時
 - 身体的暴力(回避したため危害を免れたケースを含む)、精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)、セクシャルハラスメント(意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)を行った場合。

- 事業者は必要に応じ、利用者が希望する他の支援事業所や、要介護認定を受けられなかった場合は地域包括支援センター等への関係記録(写し)の引継や、介護保険内外のサービス利用に係る各市町村への連絡・調整を行う。

第13条 損害賠償

事業者は居宅介護支援にあたり、自らの責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合はそれを賠償する。

第14条 秘密保持

事業者は業務上知り得た利用者や、その家族に関する個人情報について、正当な理由なく契約中及び契約終了後も第3者に漏らさない。但し予め書面により利用者や家族の同意を得た場合は、利用同意書裏面の目的に限り利用できる。また、同意がなかった場合や利用拒否の申し出があれば、一切又は一部の個人情報が利用できないがそれよる利用者の不利益は事業所に責任を追及できない。

第15条 苦情対応

- 利用者は居宅介護支援や、ケアプランに基づき提供されたサービスに苦情が

ある場合、いつでも事業所、市町村または国民健康保険団体連合に対し、苦情を申し立てることができる。

- 事業者は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情や相談に対し迅速、誠実に必要な対応を行う。
- 事業者は利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、不利益な取扱をすることはない。

第16条 契約外条項など

- この契約及び関係法令にない事項については、介護保険法や関係法令の趣旨を尊重し利用者と事業者との協議により定める。
- この契約書は介護保険法に基づく居宅介護支援を対象としており、他のサービスを利用者が希望する場合は別途契約が必要になる。

裏面の重要事項説明書とこの契約書による重要事項の説明を受け、

居宅介護支援の契約を締結します。

令和 年 月 日

利用者	氏名	印
	住所	
	電話	
代理人	氏名	印
	()住所	
	電話	

事業者 医療法人相生会 すまいるプラン博多 印

管理者 藤村 しのぶ 印

住所 福岡市博多区吉塚7丁目6-29

電話 092-621-3706 (代)

直通電話 092-621-3817

FAX 092-621-3818

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての窓口

*ご不明な点は何でもお尋ねください。

すまいるプラン博多〔居宅介護支援事業所〕

電話：092-621-3817

2. 当居宅介護支援事業所の概要

(1) 指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医療法人相生会 すまいるプラン博多
所在地	福岡市博多区吉塚7丁目6-29
代表者	理事長 浦江 明憲
事業所番号	4070903002
サービス提供地域	博多区、東区、中央区、それ以外の方は要相談

(2) 職員体制

- * 管理者は主任介護支援専門員の資格を持つ者とする。
- * 居宅介護支援に当たる介護支援専門員の数は、44人又はその端数を増すごとに1人とする。

(3) 営業日・営業時間

営業日：月～金曜日（祝日と12月30日～1月3日除く）

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

区分	常勤	非常勤	業務内容
管理者（兼務）	1人	—	事業所管理・運営全般
介護支援専門員	3人以上	—	居宅介護支援に関する業務（主任介護支援専門員含む）
主任介護支援専門員	2人以上		主任介護支援専門員に関する業務

*諸事情によっては上記内でも休業の場合あり

*時間外連絡先：092-621-3817

（携帯電話へ転送にて対応する。）

3. 居宅介護支援申し込み～サービス提供までの流れと主な内容

(1) 契約：本書面、契約書により重要事項を説明。

*利用者の心身機能の低下により契約などが困難な場合、利用者や家族の希望する知人・成年後見人等利用者の代理人を立て、書面での承諾後に代行していただく。

(2) 情報の提供

*在宅介護サービス選択に必要な情報を提供。

(3) 状態の把握：介護保険被保険者証の確認(コピー)をする。

*より正確な情報の把握のため、初回以後も利用者の自宅を毎月訪問し利用者や家族と面談する。

(4) 介護サービス計画(以下ケアプラン)の原案作成

*事業者選定に必要な在宅サービスの情報提供や、利用者負担額についての説明をする。

(5) サービス担当者との連絡・調整

(6) 担当者会議を開催

（利用者・家族・サービス提供事業者が参加）

*この際、利用者や家族の個人情報を使用する旨を説明し書面にて同意を得る。オンラインツール等を活用した会議の開催：利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。

(7) ケアプラン作成

*会議で決定した内容に従い、介護サービスの基本方針・目標・サービス内容等のプランを立てる。この際、福祉用具貸与や販売を位置づける場合、必要な理由を記載する。

(8) 利用者の同意

*計画の内容を利用者に説明し同意を得、記名をいただく。

(9) サービスの継続

*サービス実施状況の継続的な把握に努め、必要に応じケアプランの変更を行う。

(10) 代行申請

*更新申請及び介護量の急増等が認められる場合の区分変更申請を、了解のうえで代行する。

4. 利用料金

(1) 利用料金：要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので原則、自己負担はありません。

※ 詳細は別紙にて

* 保険料の滞納などにより法定代理受領ができなくなった場合、介護報酬の告示上の額をいただき、指定居宅介護支援提供証明書と領収書を発行。料金は月毎に精算し、翌月利用者に請求書を付す。当事業所の指定する日までに、現金にてお支払いいただく。この指定居宅介護支援提供証明書を、各区の窓口に提出されると全額払戻を受けられる。

(2) 交通費

交通費は徴収しません。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を無料で解約できる。但し解約や入院、要支援認定や非該当等により居宅サービスの利用ができなくなった場合は、すみやかに連絡しなければならない。

5. 当居宅介護支援事業所の特徴

(1) 基本理念

利用者主体・自立支援・総合的なサービス提供

(2) 運営方針

ア. 利用者の心身の特性や置かれている環境などを踏まえた上で、利用者の希望や解決すべき課題等を把握し利用者が有する能力に応じ、少しでも自立した日常生活を

送られるよう支援する。

イ. 利用者の意思や人格を尊重し常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが公正中立に行われることを旨とする。

ウ. 関係市町村や地域の保険・医療・福祉サービスや地域包括支援センターとの緊密な連携を図り、総合かつ効率的なサービスおよび情報の提供に努める。

(3) 実施概要等

ケアプラン作成の手法は課題分析23項目、全社協方式「居宅サービス計画ガイドライン」のアセスメント様式を使用する。

- 心身の状態などを判断でき、現在までの状態変化や、どの段階に属するのか把握でき情報共有化が容易である。
- 客観的ケアプラン原案作成により、様々な問題点やサービスの必要性を利用者が具体的に考えていくことができる。

6. サービス内容に関する苦情の処理

(1) 相談・苦情処理担当：藤村 電話：092-621-3817

居宅介護支援に関する相談・苦情：平日10時～16時

(2) 当事業所以外にも、国民健康保険団体連合会や各区保健福祉センターでも申出を行うことができる。

国民健康保険団体連合会 642-7859	東区保健福祉センター 645-1069
博多区保健福祉センター 419-1081	中央区保健福祉センター 718-1102
南区保健福祉センター 559-5125	早良区保健福祉センター 833-4355
西区保健福祉センター 895-7066	城南区保健福祉センター 833-4170

以上、重要事項の説明を確認する。

令和 年 月 日

居宅介護支援開始に当たり利用者に対して、

この重要事項説明書及び裏面の契約書により

重要事項の説明をしました。

事業所 医療法人相生会

すまいるプラン博多 印

住所 福岡市博多区吉塚7丁目6-29

説明者 印